

◀ 令和7年度の介護保険料 ▶

所得段階	対象となる方		保険料年額
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 ●生活保護を受けている方 ●世帯全員が住民税非課税で本人の課税年金収入額(注1)と合計所得金額(注2)の合計が80万9,000円以下の方 		21,204円
第2段階	住世 民帯 税全 非員 課が 税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方	32,364円
第3段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	50,964円
第4段階	者に非本 が住課人 い民税が る税で住 課世民 税帯税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9,000円以下の方	59,520円
第5段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9,000円を超える方	74,400円
第6段階	本人が 住民税 課税	合計所得金額120万円未満の方	81,840円
第7段階		合計所得金額120万円以上210万円未満の方	89,280円
第8段階		合計所得金額210万円以上320万円未満の方	111,600円
第9段階		合計所得金額320万円以上420万円未満の方	126,480円
第10段階		合計所得金額420万円以上520万円未満の方	141,360円
第11段階		合計所得金額520万円以上620万円未満の方	163,680円
第12段階		合計所得金額620万円以上720万円未満の方	171,120円
第13段階		合計所得金額720万円以上900万円未満の方	208,320円
第14段階		合計所得金額900万円以上1,200万円未満の方	238,080円
第15段階		合計所得金額1,200万円以上1,500万円未満の方	252,960円
第16段階	合計所得金額1,500万円以上の方	267,840円	

※第1～第3段階の保険料は公費負担により、保険料額が軽減されています。

◎基準額(第5段階の保険料額)は、豊島区で必要なサービス給付総見込額の23%を第1号被保険者数で割った金額です。

◎保険料計算に用いる「世帯」は、その年度の4月1日現在の住民基本台帳による「世帯」です。

◎境界層措置…該当する所得段階の保険料を支払うと生活保護基準以下となる方は、生活保護を必要としない所得段階に変更します。

(福祉事務所長の境界層該当証明書が必要となります。)

◎所得段階表の注意書きについて

(注1)課税年金収入額…老齢基礎年金・国民年金・厚生年金・共済年金などの年間収入額です。遺族年金・障害年金・老齢福祉年金は非課税年金のため含みません。

(注2)合計所得金額…年金や給与、譲渡所得金額など各所得金額の合計で、医療費控除や扶養控除などの、所得控除を引く前の金額を指します。また、繰越損失がある場合は繰越控除前の金額をいいます。

※土地建物等の譲渡所得に係る特別控除を差し引いた金額を用います。

※第1～第5段階は、公的年金に係る雑所得を差し引いた金額を用います。第1～第5段階で合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額(給与所得と公的年金等所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除の適用がある場合は所得金額調整控除適用前の金額)から10万円を控除します。(控除後の額が0円を下回る場合は0円とします。)